

# ひとり親家庭のしおり

---

令和8年度

桑名市子ども総合センター



☆ 面談をご希望の方は あらかじめ お電話で日時をご予約ください ☆

子ども総合センター 家庭支援係 桑名市役所2階

母子・父子自立支援員（ひとり親支援員）

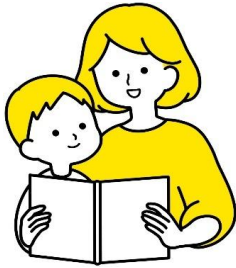
TEL：0594-24-1298

ひ	と	り	親	家	庭	等	の	方	の
			自	立	の	た	め	に	

この冊子では、ひとり親家庭の方が安心して自立した生活を送るために、知っておきたい支援制度を紹介します。これらの制度を有効に活用し、生活の安定・向上にお役立てください。

## ひとり親家庭等とは…

母子家庭 及び 父子家庭 並びに 寡婦の方 のことを言います。



### 母子家庭の母とは

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する)配偶者のない女子(配偶者と死別、離別、配偶者の生死不明等、または婚姻によらないで母となった等)で、現に20歳未満の児童を扶養している方



### 父子家庭の父とは

(母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する)配偶者のない男子(母子と同様)で、現に20歳未満の児童を扶養している方



### 寡婦とは

- ・夫と離婚・死別後、婚姻していない女性で、子ども以外の扶養親族がいる方
- ・夫と死別後、婚姻していない女性で、扶養親族がいない方

※ 税法上の分類では、その他の条件が加わります。

## も く じ

◆	ひとり親になる前に知っておこう	
☆	こどもの未来のための 新しいルール	1 ページ
☆	養育費の取り決めに関する 公正証書等作成の費用を補助します	2
◆	お金のはなし	
1	児童扶養手当	3
2	一人親家庭等医療費助成	3
3	税の控除等	4
4	国民年金	4
5	JR の通勤定期運賃の割引	4
6	三重県母子父子寡婦福祉資金貸付	5
◆	教育費のはなし	
7	小中学校の就学援助制度	6
8	高等学校等就学支援金	6
	高校生等奨学給付金	6
9	桑名市高等学校等進学奨励金	6
10	高等教育の就学支援新制度 大学無償化	7
11	三重県高等学校等修学奨学金	7
12	生活福祉資金貸付〈教育支援資金〉	7
◆	仕事のはなし	
13	自立支援教育訓練給付金	8
14	高等職業訓練促進給付金	8
15	就労支援	9
◆	学び・子育てのはなし	
16	放課後児童クラブ	10
17	桑名ファミリー・サポートセンター	11
18	子どもの学習支援「学びサポート」	11
19	乳幼児を育てる支援	11
◆	その他	
20	公営住宅の申込み	12
21	困りごと相談	12

〈参考資料〉 (三重県) 母子父子・寡婦福祉資金 貸付一覧表

\*詳しい内容については各担当の窓口にお尋ねください。

\*各種施策については、法・制度等の改正により対象者・基準等が変わることがあります。

# ～ひとり親になる前に知っておこう～

## こどもの未来のための 新しいルール

父母の離婚後のこどもの養育についての法律が見直され、親の責務や親権、養育費、親子交流などの様々なルールが新しくなりました。

(2026年4月1日に施行)



★詳しい情報はこちらから

### 民法等改正のポイント

(1) 父母がこどもを養育する責務を負うことの明確化

☆ 親の責務とは？ 何をすればいいのか？ ⇒ **ルールの明確化**

(2) 離婚後の親権者の定め方の選択肢が広がる。

**「単独親権」か「共同親権」か**

☆親権とは、こどもの利益を守るために行使用する「権利」であり「義務」である

(3) 養育費の支払い確保に向けた見直し

- 「法定養育費」の新設…こども一人当たり月額2万円（暫定的）
- 養育費に関する約束の私的文書でも差押えの申立てが可能に
- 養育費請求の裁判手続きの簡略化

(4) 安全安心な「親子交流」に向けた見直し

親子交流の「試行的実施」／父母以外の親族との交流等のルール化

詳しい情報は、 <https://support-hitorioya.cfa.go.jp/> をご覧ください。



養育費の取り決めに関する

## 公正証書等作成の費用を補助します

ひとり親家庭の子どもの生活の安定と健やかな成長のため、公正証書や調停により「養育費」の取り決めを交わした場合の費用を助成します。

- 1. 対象となる方** … 桑名市内に在住の、20歳未満の児童を扶養しているひとり親で、次のすべてに当てはまる方
  - ◆ 養育費に関する公正証書等を作成し、その経費を負担している。
  - ◆ 養育費の取り決めにかかる債務名義を有している。
  - ◆ 養育費の取り決めの対象となる子どもを実際に養育している。
  - ◆ 同一の児童を対象として、過去に同様の内容の補助金を交付されていない。※ 申請には期限があります。下記の**申請期限**を参照してください。
- 2. 補助の対象となる費用** … 養育費の取り決めに係る費用のうち本人が負担した次の費用
  - ◆ **公証人手数料**令に定められた公証人手数料
  - ◆ 家庭裁判所の調停もしくは審判の申立または裁判に要する収入印紙代
  - ◆ 戸籍謄本等、添付書類取得費用および連絡用郵便切手代
- 3. 補助金額** … 対象経費の全額（上限 30,000 円）
- 4. 申請期限** … 公正証書等を作成した日の翌日から6ヶ月以内  
※特別の理由がある場合は、期限経過後の申請でも認められる場合があります。
- 5. 必要書類** …
  - ・ 申請書（桑名市養育費に関する公正証書等作成費補助金交付申請書）
  - ・ 添付書類
    - ①対象経費の領収書、レシート等（申請者本人が負担したもの）
    - ②公正証書等（養育費を請求する権利を定めた強制執行認諾約款付き公正証書、調停調書、審判書、判決書 等）の写し
    - ③児童扶養手当を受給している方は、児童扶養手当証書の写し
    - ④児童扶養手当を受給していない方は、
      - ・ 本人及び対象児童の戸籍謄本（または抄本）の写し
      - ・ 世帯全員の住民票の写し

※本人確認のため、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート 等をご持参ください。

【お問合せ】 桑名市役所 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594-24-1298

## お金のはなし

1.

### 児童扶養手当

【お問合わせ】  
子ども未来課  
手当・医療費給付係  
Tel.0594-24-1491

父と生計を同じくしていない児童を扶養している母(母子家庭)、母と生計を同じくしていない児童を扶養している父(父子家庭)、または父母にかわってその児童を養育している方(祖父母等)に支給します。

#### ★支給要件

- ・児童が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで
- ・児童が身体又は精神に中程度以上の障がいがある場合は20歳まで
- ・受給者や同居者の所得が一定以上でないこと(所得制限限度額表参照)

#### ★手当月額

児童1人目 月額 **48,050円** (全部支給)  
月額 **48,040円~11,340円** (一部支給)

児童2人目以降 月額 **11,350円** (全部支給)  
(1人につき) 月額 **11,340円~5,680円** (一部支給)

★支払時期 **5月・7月・9月・11月・1月・3月** の年6回  
支払い月の前月までの分が支払われます。

#### ★所得制限限度額表

扶養親族等の数	請求者(本人)		配偶者及び扶養義務者の所得
	全部支給	一部支給	
0人	69万円 未満	208万円 未満	236万円 未満
1人	107万円 未満	246万円 未満	274万円 未満
2人	145万円 未満	284万円 未満	312万円 未満
3人	183万円 未満	322万円 未満	350万円 未満
4人以上	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算	1人につき 38万円ずつ加算

・請求者が父又は母の場合、児童の母又は父からその児童の養育に必要な費用の支払いとして受ける金品等(養育費)の8割が所得に算入されます。

\*扶養義務者とは、請求者と同居している父母兄弟姉妹等のことです。

☆° ., . . .” ; . . . ☆ ☆ ° ., . . .” ; . . . ☆ ☆ ° ., . . .” ; . . . ☆

2.

### 一人親家庭等 医療費助成

【お問合わせ】  
子ども未来課  
手当・医療費給付係  
Tel.0594-24-1491

児童(18歳の年度末まで)を扶養している母子家庭の母親、または父子家庭の父親とその児童が、医療保険による治療を受けた場合、支払った医療費の自己負担分が助成されます。 \*所得制限あり

所得制限基準額は、2,080,000円で、市民税における扶養親族控除一人につき380,000円加算されます。また、老人扶養親族等に該当する場合はさらに100,000円加算されます。

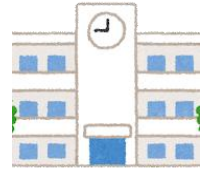
<p><b>3.</b> <b>税の控除等</b></p>	<p>◆住民税（市・県民税）の非課税 税法上の寡婦又はひとり親の方で前年中の合計所得金額が 135 万円以下(給与収入 204 万 4 千円未満)の方は住民税(所得割及び均等割)が課税されません。</p>																															
<p>【お問い合わせ】 税務課 Tel.0594-24-1149</p>	<p>◆所得税・住民税の所得控除金額 寡婦の方……（所得税）27 万円 （住民税）26 万円 ひとり親の方…（所得税）35 万円 （住民税）30 万円</p>																															
	<p>&lt;寡婦・ひとり親 の区分&gt;</p> <table border="1" data-bbox="502 533 1359 958"> <thead> <tr> <th></th> <th>配偶者関係</th> <th>死 別</th> <th>離 別</th> <th>未 婚</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">本人が女性</td> <td>扶養親族：「子」有り</td> <td>ひとり親</td> <td>ひとり親</td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子以外」有り</td> <td>寡婦</td> <td>寡婦</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：なし</td> <td>寡婦</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">本人が男性</td> <td>扶養親族：「子」有り</td> <td>ひとり親</td> <td>ひとり親</td> <td>ひとり親</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：「子以外」有り</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>扶養親族：なし</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>* 「子」：総所得金額等が48万円以下(注)で他の方の扶養親族となっていない子 * 「子以外」：総所得金額等が48万円以下(注)で他の方の扶養親族となっていない方 (注)令和7年分から限度額が10万円引き上げで「58万円以下」となります。 * 本人の総所得金額等が500万円超の方は控除対象外です。 * 住民票の続柄に「夫（未届）」、「妻（未届）」と記載がある方は控除対象外</p>		配偶者関係	死 別	離 別	未 婚	本人が女性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親	扶養親族：「子以外」有り	寡婦	寡婦	-	扶養親族：なし	寡婦	-	-	本人が男性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親	扶養親族：「子以外」有り	-	-	-	扶養親族：なし	-	-	-
	配偶者関係	死 別	離 別	未 婚																												
本人が女性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親																												
	扶養親族：「子以外」有り	寡婦	寡婦	-																												
	扶養親族：なし	寡婦	-	-																												
本人が男性	扶養親族：「子」有り	ひとり親	ひとり親	ひとり親																												
	扶養親族：「子以外」有り	-	-	-																												
	扶養親族：なし	-	-	-																												
	<p>☆ ひとり親控除・寡婦控除は、年末調整で適用を受けることができます。勤務先で「扶養控除等(異動)申告書」の該当欄に記入し提出することで控除を受けることができます。 ☆ 自営業などの方は、ご自身で確定申告等を行うことで控除を受けることができます。</p>																															
<p><b>4.</b> <b>国民年金</b></p>	<p>20 歳以上 60 歳未満の人は必ず年金に加入することになっており、保険料を納めることで、将来年金を受給(一定の受給要件があり)することができます。</p>																															
<p>【お問い合わせ】 保険年金室 Tel. 0594-24-1176</p>	<p>◆保険料の納付が困難なときは特例制度や免除制度がありますので窓口にてご相談ください。</p>																															
<p><b>5.</b> <b>JR 通勤定期運賃の割引</b></p>	<p>☆° ·, ·. ·.”; ·. · ☆ ☆° ·, ·. ·.”; ·. · ☆ ☆° ·, ·. ·.”; ·. · ☆ 児童扶養手当の支給を受けている世帯の方は、JR通勤定期乗車券が3割引になります。(通学定期は対象外です。)</p>																															
<p>【お問い合わせ】 子ども総合センター 家庭支援係 Tel. 0594-24-1298</p>	<p>* 事前に家庭支援係で証明書の発行を受ける必要があります。来所される前にお電話でご予約ください。 * 持参物 * ・ 児童扶養手当証書 ・ 定期券使用者の顔写真（縦 4 cm、横 3cm 撮影後6ヶ月以内の写真）</p>																															

<b>6. 三重県 母子父子寡婦 福祉資金貸付</b>	母子家庭の母・父子家庭の父や児童および寡婦等の生活安定のための貸付です。三重県の貸付制度です。桑名市では受付を行っています。 ◆貸付金は、資金の内容によって下表の12種類に分類されています。
-------------------------------------	--

資金の種類	貸付対象		【お問合わせ】 (ご来所の前にお電話をお願いします。) 子ども総合センター 家庭支援係 Tel. 0594-24-1298
	母子 父子	寡婦	
<b>資 金 の 内 容</b>			
事業開始資金	母・父	本人	事業を開始するために必要な設備、材料、商品等の購入資金
事業継続資金	母・父	本人	現在営んでいる事業を継続するための運転資金や拡張資金
技能習得資金	母・父	本人	事業開始や就職のために必要な知識・技能を習得する際に必要な授業料、実習費、交通費などの資金
就職支度資金	母・父又は児童	本人 ※子は対象外	就職するために必要な被服、身の回り品、及び通勤用自動車購入資金
住宅資金	母・父	本人	現在住んでいる住宅を増改築及び補修するために必要な資金、又は自ら居住する住宅を建設・購入するために必要な資金
転宅資金	母・父	本人	住居の移転に伴う敷金などの一時金や運送費などにあてるための資金
医療介護資金	母・父又は児童	本人 ※子は対象外	医療又は介護を受けるために必要な資金で、健康保険・介護保険の自己負担分その他必要経費に充てるための資金
生活資金	母・父	本人 ※子は対象外	①技能習得中、②医療介護期間中、③離職から1年以内の失業期間中、④ひとり親家庭となって7年未満の期間中（養育費取得の為に裁判等に必要費用を含む）の生活資金
結婚資金	児童	子	扶養している児童・子の婚姻に必要な資金
修学資金	児童	子	高等学校、大学、大学院又は専修学校に就学中の学費等に必要な資金
就学支度資金	児童	子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、専修学校、各種学校等へ入学する際に必要な入学資金
修業資金	児童	子	(児童・子が)就職、事業開始するために必要な知識技能を習得する際に必要な授業料、実習費等の資金

各貸付の限度額・利息等は、巻末の 三重県母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表 をご覧ください。

## 教育費のはなし



### 7. 小中学校の 就学援助制度

お子様が公立小・中学校へ通学するうえで、  
経済的な理由によりお困りのご家庭に対し、  
学校の給食費・学用品費・修学旅行費など  
の一部が援助されます。(所得制限あり)  
(ひとり親家庭に限りません。)

【お問い合わせ】  
・在学中の小中学校  
・教育総務課  
TEL 0594-24-1236

### ☆高校生等への修学支援☆

### 8. ☆新制度☆ 高等学校等就学支援金

#### 授業料の無償化

・公立も私立も  
・世帯年収に関わらず

すべての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるように、授業料を支援して家庭の教育負担を軽減します。

※ 申請手続きが必要です。在学中の学校からの案内に従って申請手続きを行ってください。

授業料以外の費用

#### 高校生等奨学給付金

(受給対象世帯には条件があります。)

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する返還不要の給付金があります。

詳しくは ⇒ [三重県環境生活部私学課 奨学給付金担当 TEL 059-224-2161](tel:059-224-2161)

### 9. 桑名市 高等学校等 進学奨励金

高等学校または高等専門学校（第3学年まで）に在学する方で、  
向学心に燃え経済的な理由により修学が困難な方に対して  
進学奨励金が支給されます。

\* 所得制限あり  
・支給金額 1人月額 3,000円

【お問い合わせ】  
学校教育課  
TEL 0594-24-1239

### 高等教育の就学支援新制度



← 詳しくはこちらをご覧ください。

### 10. 大学無償化

【お問い合わせ】


・日本学生支援機構  
(JASSO)  
・在学する学校

☆ 経済的な理由で進学をあきらめることのないように ☆

- ① 授業料・入学金の減額や免除 ⇒ 各大学等  
② 返還不要の給付型奨学金  
③ 貸与奨学金(無利子・有利子) } JASSO

大学、短大、専修学校(専門課程)に進学予定で「給付奨学金」「貸与奨学金」の利用をご希望の方は、在学中の高等学校等を通して奨学金の「予約申し込み」をします。→ (予約採用)

**11. 三重県高等学校等 修学奨学金**  
詳しくはこちらから



【お問い合わせ】  
・在学する学校  
・三重県教育委員会 事務局  
教育財務課  
TEL 059-224-2944

修学が困難である高校生及び高等専門学校生に対し、勉学に必要な資金の一部を貸与しています。

◆種類、金額

①修学費・月額（ただし、年数回にまとめた口座振込になります）

国公立	8,000円、13,000円、18,000円 又は 23,000円
私立	20,000円、25,000円、30,000円 又は 35,000円

②修学支度費・入学時のみ（新1年生のみ申込可能）

国公立	40,000円 又は 80,000円
私立	50,000円 又は 100,000円

◆修学費、修学支度費ともに貸付利率は、無利子です。  
◆返還・卒業後原則12年以内（猶予制度あり）  
\*貸与総額が120万円を超える場合は15年以内、185万円以上の場合は18年以内とする返還期間の特例があります。



**12. 生活福祉資金貸付**

比較的所得が少ない世帯に対して、経済的自立や生活意欲を促進し、安定した生活を送ることを目的にした貸付制度です。市町の社会福祉協議会が窓口となり三重県社会福祉協議会が貸付を行います。

＜教育支援資金＞  
高等学校、大学または高等専門学校への入学・就学に必要な経費の貸付け（学生本人が借受人になります。）

【お問い合わせ】  
桑名市社会福祉協議会  
TEL 0594-22-8311

① 教育支援費 月額 高校 35,000円以内、  
高専・短大 60,000円以内  
大学 65,000円以内

② 就学支度費 500,000円以内

※ 三重県 母子父子寡婦福祉資金貸付の「修学資金」・「就学支度金」 と 三重県社会福祉協議会の教育支援資金「教育支援費」・「就学支度費」 は、どちらも事前相談及び面談が必要ですので、お電話にてご予約をお願いします。

**仕事のはなし**

**13. 自立支援教育訓練給付金**

【お問い合わせ】  
子ども総合センター  
家庭支援係  
TEL 0594 - 24 - 1298

ひとり親が、就職に役立つ技能や資格を取得するため各種講座を受講したり、各種学校等の養成機関で修行したりする場合などに給付金を支給します。**受講前に母子父子自立支援員との面談が必要です。**

対象講座	雇用保険法における一般教育訓練給付の指定教育訓練講座・特定一般教育訓練給付の指定教育訓練講座・専門実践教育訓練給付の指定教育訓練講座等 例えば：パソコン、簿記、介護ヘルパーなど
支給額	対象講座の受講料の60% (ただし、その額が20万円を超える場合は20万円とし、1万2千円を超えない場合は支給しない) ・雇用保険法に基づく教育訓練給付の受給資格がある者は本給付金との差額支給となる
対象者	次の要件をすべて満たす方 ・桑名市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ・児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の者 ・この教育訓練給付講座を受けることで自立が効果的に図られると認められる場合のみ ・原則、過去に本給付金の支給を受けていない者

※ 左記の【問合せ電話】で面談の日時をご予約ください。

**14. 高等職業訓練促進給付金**

【お問い合わせ】  
子ども総合センター  
家庭支援係  
TEL 0594 - 24 - 1298

対象講座	看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、理学療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師 等
対象者	次の要件をすべて満たす方 ・桑名市内に住所を有する母子家庭の母又は父子家庭の父 ・児童扶養手当の受給者又は同等の所得水準の者 ・養成機関において1年以上の教育課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる者 ・就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者 ・過去に本給付金の給付を受けていない者

◆教育促進給付金（支給期間上限 36 ヲ月）

※ 資格取得の為に4年の課程の履修が必要である場合は支給期間上限48 ヲ月

支給額	市民税非課税世帯	月額 100,000 円
	市民税課税世帯	月額 70,500 円

\* 修業期間最後の 12 ヲ月は4万円/月を加算

◆修了支援給付金（養成課程修了後 1 ヲ月以内に申請）

\* 支給額 \*

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・市民税課税世帯 25,000 円

母子父子自立支援員がハローワークと連携して相談支援を行います。

※ 左記の【問合せ電話】で面談の日時をご予約ください。

<p><b>15. 就労支援</b></p>	
<p>【お問い合わせ】 子ども総合センター 家庭支援係 TEL 0594 - 24 - 1298</p>	<p><u>1. 就労相談</u> 母子父子自立支援員がひとり親ご本人の職歴や資格、子どもの年齢、育児に関する周囲の協力の有無など、お一人おひとりの状況に応じたお仕事探しを応援します。ハローワークへの同行支援も行います。</p>
<p>【お問い合わせ】 生活支援室 TEL 0594-24-1169</p>	<p><u>2. 生活保護受給者等就労自立促進事業</u> ハローワークと共同で実施している事業です。 就労支援員が、お一人おひとりの状況に応じたお仕事を探し、就職のためのアドバイスを行います。就労後の相談等にも関わりつつ、経済的自立に向けての応援を続けています。</p>

<p><b>16.</b> <b>放課後 児童クラブ</b></p>	<p>保護者が就労等により放課後、留守家庭となる小学生が安心できる生活の場を提供する放課後児童クラブが、市内 27 箇所設置されています。利用時間や保育料等は施設によって違います。各施設にお問い合わせください。</p>
--	---

桑名市放課後児童クラブ一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

1	日進	ひまわり学童クラブ	新屋敷 126(日進小学校敷地内)	TEL 41-2929
2	精義	学童保育所 フローラ	末広町 35	73-2895
3	立教	学童保育所シルバー なかよし	吉之丸 13	87-7077
4	益世	益世学童保育所 たんぼぼ学童クラブ	益生町 59(益世小学校敷地内)	22-9195
5	修徳	学童保育所 ウイング、ブルーバード	東方 327-3 ルラージュ 102、203	25-9665
6	大成	大成学童保育所 日の本クラブ	神成町一丁目 15	23-0940
7	大成	大成第 2 学童保育所 日の本クラブ	北別所 1187-5	21-7806
8	桑部	桑部学童保育所 日の本クラブ	桑部 479-1(桑部小学校敷地内)	080-4626-2984
9	在良	在良学童保育所 日の本クラブ	蓮花寺 129-2(在良小学校内)	080-4632-9734
10	七和	七和学童クラブ	五反田 1608	31-9362
11	久米	久米学童保育所 げんき	島田 572	32-0851
12	城南	放課後サークル みえちゃん家	安永 1582	24-2352
13	大和	大和学童保育所 あおぞら	播磨 770(大和小学校敷地内)	23-8005
14	大山田東	一般社団法人 じゃんぼ学童	筒尾八丁目 11-1(大山田東小学校敷地内)	87-5963
15	大山田北	大山田学童保育所 日の本クラブ	大山田六丁目 8(大山田北小学校敷地内)	82-5507
16	大山田西	大山田西学童保育所 日の本クラブ	野田二丁目 8(大山田西小学校敷地内)	31-2552
17	大山田南	大山田南学童保育所 日の本クラブ	松ノ木六丁目 11-1(大山田南小学校敷地内)	32-3534
18	藤が丘	児童クラブ パンの木	新西方三丁目 187	23-9292
19	藤が丘	藤が丘学童保育所 日の本クラブ	新西方二丁目 1	22-1005
20	星見ヶ丘	星見ヶ丘学童保育所 太陽の子	星川 1814-2	32-0370
21	多度中	多度学童保育所 日の本クラブ	多度町小山 1901-4	48-5112
22	多度中	多度第 2 学童保育所 日の本クラブ	多度町小山 1901-27	48-7266
23	長島北部	学童保育所 ほっぷ	長島町西川 423(長島北部小学校内)	42-3608
24	長島中部	長島中部学童保育所 レインボー	長島町源部外面 337	41-1039
25	長島中部	放課後児童クラブ レインボー駅前	長島町西外面 1552-1	41-0350
26	長島中部	学童保育所 どんぐり	長島町押付 527-3	42-3533
27	伊曾島	放課後児童クラブ はなまる学童保育所	長島町横満蔵 572	45-8860

<p>17. 桑名ファミリー サポートセンター (TEL 0594-22-9871)</p>	<p>保育所や学校・学童保育への送迎および一時的な預かりなど、軽い病児病後児、および緊急時の預かり、宿泊預かりなど 一時的に子どもを預けることができる支援事業です。ご利用には会員登録が必要です。</p> <p>利用料金◇預かり◇</p> <table border="1" data-bbox="596 342 1347 443"> <tr> <td>平日・土曜日 AM7:00～PM7:00</td> <td>700円/1h</td> </tr> <tr> <td>上記以外の時間(日・祝日・年末年始含む)</td> <td>800円/1h</td> </tr> </table> <p>◆緊急の預かり・宿泊預かりは 別料金◆</p> <p>問合せ受付：月曜日～金曜日 8：30～19：00 (土・日・祝・年末年始は休み)</p>	平日・土曜日 AM7:00～PM7:00	700円/1h	上記以外の時間(日・祝日・年末年始含む)	800円/1h
平日・土曜日 AM7:00～PM7:00	700円/1h				
上記以外の時間(日・祝日・年末年始含む)	800円/1h				
<p>【お問い合わせ】 子ども未来課 TEL 0594-24-1172</p>					

<p>18. 子どもの学習支援 「学びサポート」</p>	<p>経済的にお困りの世帯・ひとり親・生活保護世帯の小学生や中学生を対象に学習ボランティアの方が勉強や遊びを通して学習サポートを実施します。参加をご希望の方は電話でご連絡ください。</p>
	<p>【お問い合わせ】福祉総務課 福祉支援室 TEL 0594(24)1456</p>

“★. ☆. . ★. ☆. .” ★. ☆. .

<p>19. 乳幼児を育てる 支援</p> <p>【日常的】に 子どもを預ける所</p>	<p>① 保育所(園) 保護者が働いている、又は疾病等の理由で乳幼児を保育できない家庭では、その児童を保育園に入所(園)させることができます。</p> <p>② 認定こども園 教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の役割を果たす施設です。</p> <p>③ 幼稚園 幼児教育を義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、それぞれの園が地域と共に特色ある幼児教育を行っています。</p>
<p>【お問い合わせ】 幼保支援課 TEL 0594-24-1284</p>	<p>④ 小規模保育 少人数の保育施設です。(施設により対象年齢が異なります。)</p> <p>⑤ 事業所内保育 事業所に併設された保育施設です。</p> <p>⑥ 認可外保育 県に届出をしている保育施設で、月極めや一時預かり等で子どもを預けることができます。 (各園によって対象年齢が異なります。)</p>
<p>【一時的】に 子どもを預けたい時</p>	<p>① 休日保育 市内に居住し保育施設に在園している子どもが、休日に保護者が働いている等ご家庭で保育が困難な場合、利用できます。事前登録が必要です。</p> <p>② 一時保育 仕事や病気、用事がある時、精神的に子育てにつかれた時などに一時的に利用できます。事前に登録が必要です。</p>

その他

20.

公営住宅の

申込み

◆市営住宅

年3回(2・6・10月)募集しています。入居者は公開抽選にて決定します。ひとり親家庭などに対して入居申込みの際に優先抽選の対象となる場合があります。

※市営住宅への入居資格等については、都市管理課まで直接お問い合わせください。

【お問い合わせ】 都市管理課 TEL 0594-24-1220

◆県営住宅

【お問い合わせ】 鈴鹿亀山不動産事業協同組合

TEL 059-373-6802

21.

困りごと相談

☆弁護士による  
法律相談

①ひとり親家庭等の方を対象とした弁護士による法律相談です。

\*三重県内の母子・父子・寡婦家庭の方等

\*予約制…事前に電話でのお問い合わせ、ご予約が必要です。

\*相談……1回30分(1回のみ無料)

\*開所時間 平日：午前9時～午後5時

\*第1・3日曜日：午前10時～午後4時(日曜日は就業相談のみ)

【お申込み】 三重県母子・父子福祉センター

TEL 059-228-6298

②女性弁護士による女性法律相談(無料)

●日時：原則毎月第2土曜日 午前9時から午前11時55分まで  
(おひとり30分程度、新規申込優先) 詳しくは市ホームページ  
「女性弁護士による女性法律相談」をご参照ください。

【お問い合わせ】 桑名市役所 地域コミュニティ課  
桑名市中央町3-79 くわなメディアライブ2階

TEL 0594-24-1413

☆フレンテみえ

三重県男女共同参画センター

【お問い合わせ】 059-233-1130

(月曜休館)

(下記の直通電話は、それぞれ曜日・時間が限られています。)

・女性のための相談 059-233-1133 (休館日を除く毎日)

・男性のための相談 059-233-1134 (毎月第1木曜日 17~19時)

・性の多様性に関する相談 059-233-1134

(毎月第1日曜日 13~19時) (毎月第3金曜日 14~20時)

(三重県) 母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

適用日 令和8年4月1日～

貸付金の種類	貸付対象	貸付金の限度(円)	貸付期間	据置期間	償還期間	利率
事業開始資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	3,720,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子・父子福祉団体 母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦(複数の母子家庭の母・複数の父子家庭の父、複数の寡婦による共同起業の場合)	5,580,000				
事業継続資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦 母子・父子福祉団体	1,860,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
修学資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	別表のとおり	就学期間中	卒業後6か月	据置期間経過後10年以内 (専修学校の一般課程は据置期間経過後5年以内)	無利子
	18歳年度末を迎え児童扶養手当を受給できなかった高校等就学児童	上記の額に児童扶養手当の額を加算する				
就職支度資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童・寡婦 父母のない児童	110,000		貸付の日から1年間	据置期間経過後6年以内	子に係るもの →無利子 母親・父親に係るもの 連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
		通勤のために自動車を購入することが必要と認められる場合 340,000				
生活資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき (技能習得)月額141,000 (医療介護)月額114,000 母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 79,000	知識・技能を習得する期間中の5年以内 医療又は介護を受けている期間中の1年以内	知識・技能の習得期間満了後6か月 医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内 (技能習得) 据置期間経過後5年以内 (医療介護)	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
	母子家庭の母・父子家庭の父 (配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満の者)	月額 118,000 (上限 2,832,000) ただし、生活安定貸付期間中の養育費取得のための裁判等の費用については、1,416,000円を限度として一括して貸付けすることができる。	配偶者のない女子もしくは男子となって7年未満(生活安定貸付期間)	生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後8年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	母もしくは父が生計中心者のとき 月額 118,000 母もしくは父が生計非中心者の時又は扶養する子のない寡婦 月額 79,000	離職した日の翌日から1年以内	失業貸付期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	
	母子家庭の母・父子家庭の父 (児童扶養手当を受給しておらず、所得又は収入が別途定める額未満の家計急変者)	児童扶養手当に準拠した額(全部支給の額)の範囲内 月額 第1子 48,050 第2子以降 11,350 (上記の金額の合算額)	資金の貸付けを受けようとしたときから1年未満(緊急生活安定貸付期間)(一度の貸付期間は3か月とし、引き続き貸付けを受けることが適当と認められるときは、延長可能)	緊急生活安定貸付期間満了後6か月	据置期間経過後10年以内	
※特別な事情がある(物価の影響を受けている)と認める場合、3か月分を一括して貸付けすることができる。						
住宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	一般		貸付の日から6か月	据置期間経過後6年以内	連帯保証人有り →無利子
		災害等		貸付の日から6か月	据置期間経過後7年以内	連帯保証人無し →年1.0%
転宅資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	260,000		貸付の日から6か月	据置期間経過後3年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%

医療介護資金	母子家庭の母・父子家庭の父又は児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療	340,000	特に経済的に必要と認められる場合	医療又は介護を受ける期間満了後6か月	据置期間経過後5年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%
			510,000				
		介護	500,000				
就学支度資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	小学校	91,600	修学・修業を終了後6か月	据置期間経過後10年以内	無利子	
		中学校	101,000				
		高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 150,000				
		(一般課程)	自宅外 160,000				
		私立の 高等学校 専修学校 (高等課程)	自宅 410,000 自宅外 420,000				
		国公立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 410,000 自宅外 430,000				
		私立の 大学 短期大学 高等専門学校 専修学校 (専門課程)	自宅 580,000 自宅外 590,000				
		国公立の大学院	380,000				
		私立の大学院	590,000				
		修業施設	自宅 150,000 中学校卒業生 272,000 高等学校卒業生 160,000 自宅外 中学校卒業生 282,000 高等学校卒業生				
		(修業施設) 据置期間経過後5年以内					
		結婚資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子				婚姻する子1人につき 340,000
修業資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 寡婦が扶養している子 父母のない児童	月額 68,000 高校3年在学時就職 希望の児童が自動車 運転免許取得の場合 460,000	知識技能を習得する 期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許 の場合、貸付 した時点から 1年	据置期間経過後10年以内	無利子	
技能習得資金	母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦	月額 68,000 入学金、学費等特に 必要と認められる場合 816,000 自動車運転免許取得 の場合 460,000	知識技能を習得する 期間中の5年以内	習得期間満了後1年 ※自動車免許 の場合、貸付 した時点から 1年	据置期間経過後10年以内	連帯保証人有り →無利子 連帯保証人無し →年1.0%	

(注) 申請者への貸付金が多額である場合には、連帯保証人を必要とします。  
連帯保証人は、年齢60歳まで、申請者と生計を同一にしておらず、原則として県内に在住している償還の資力がある方です。

(別表)

修学資金貸付限度額(月額)一覧表

適用日 令和8年4月1日～

(単位:円)

学校種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000		
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500		
専修学校(高等課程)	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000		
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500		
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500 (89,000)	98,500 (89,000)
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000 (102,500)	115,000 (102,500)
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	96,500 (86,500)	96,500 (86,500)			
	私立	自宅通学	93,500 (86,500)	93,500 (86,500)			
		自宅外通学	131,000 (110,500)	131,000 (110,500)			
専修学校(専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500			
		自宅外通学	78,000 (77,500)	78,000 (77,500)			
	私立	自宅通学	89,000 (84,500)	89,000 (84,500)			
		自宅外通学	126,500 (108,500)	126,500 (108,500)			
大学	国公立	自宅通学	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	71,000 (69,500)	
		自宅外通学	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	108,500 (92,500)	
	私立	自宅通学	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	108,500 (95,000)	
		自宅外通学	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	146,000 (121,000)	
大学院	修士課程	132,000	132,000				
	博士課程	183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)		55,500	55,500				

[注1]括弧書した単価は、児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条に定める計算方法に基づき算出したその者の前年所得が682万円(年収目安900万円)(扶養親族等(※)が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額)を超える場合に適用します。

[注2]高等教育の就学支援新制度による支援を受ける場合は、貸付限度額から授業料等の減免や給付型奨学金の額に相当する額を控除します。

令和8度版 ひとり親家庭のしおり

---

桑名市子ども総合センター

〒511-8601 三重県桑名市中央町二丁目 37 番地

T E L : 0594-24-1298 F A X : 0594-24-5497

メール : [hokensm@city.kuwana.lg.jp](mailto:hokensm@city.kuwana.lg.jp)

---